

衆議院

内閣委員会議 録 第 八 号

平成十六年四月十六日(金曜日)

午後二時五十四分開議

出席委員

委員長 山本 公一君

理事 今津 寛君 理事 大村 秀章君

理事 河本 三郎君 理事 大口 善徳君

理事 岩屋 毅君 理事 江崎洋一郎君

河井 克行君 西川 公也君

西村 康稔君 葉梨 康弘君

早川 忠孝君 平田 耕一君

宮腰 光寛君 村上誠一郎君

長沢 広明君 吉井 英勝君

国務大臣

内閣府副大臣 金子 一義君

内閣府大臣政務官 佐藤 剛男君

内閣府大臣政務官 西川 公也君

政府参考人 宮腰 光寛君

(内閣官房構造改革特区推進室長)

内閣府構造改革特区・地域再生担当室長 滑川 雅士君

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官) 樋口 修資君

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官) 中島 正治君

内閣委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動

四月十六日

辞任

太田 昭宏君

同日

辞任

長沢 広明君

補欠選任

長沢 広明君

補欠選任

太田 昭宏君

補欠選任

太田 昭宏君

第一類第一号

内閣委員会議録第八号

平成十六年四月十六日

四月十六日
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇五号)
は本委員会に付託された。

四月十五日

消費者保護基本法等の改正に関する意見書(青森県議会)(第三二四八号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県喜多方市議会)(第三二四九号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県熱塩加納村議会)(第三二五〇号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県西会津町議会)(第三二五一号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県湯川村議会)(第三二五二号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県金山町議会)(第三二五三号)

消費者保護対策の充実に関する意見書(金沢市議会)(第三一五四号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県和田村議会)(第三一五五号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県富士見町議会)(第三一五六号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県原村議会)(第三一五七号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県坂井村議会)(第三一五八号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県三郷村議会)(第三一五九号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県白馬村議会)(第三一六〇号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県小布施町議会)(第三一六一号)

野県山ノ内町議会(第三二六二二号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(大阪府和泉市議会)(第三二六三三号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(鳥取県国府町議会)(第三二六四四号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(鳥取県河原町議会)(第三二六五五号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県日生町議会)(第三二六六六号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県早島町議会)(第三二六七七号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県早島町議会)(第三二六七七号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第三二六八八号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(佐賀県小城町議会)(第三二六九九号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(大分県中津市議会)(第三二七〇〇号)

消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(鹿児島県議会)(第三二七一十一号)

犯罪防止のための治安対策の強化に関する意見書(大阪府豊中市議会)(第三二七二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇五号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、民主党・無所属クラブ所属委員の出席を要請いたしました。御出席を得ることができません。やむを得ず議事を進めます。

ただいま付託になりました構造改革特別区域法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金子国務大臣。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○金子国務大臣 このたび政府から提出いたしました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革をさらに加速させるための突破口となるものであります。

平成十四年の第百五十五回国会において御審議いただき成立いたしました構造改革特別区域法においては、同年八月の第一次提案に基づき、構造改革特別区域において講ずることができ、法律事項に関する規制の特例を定めました。さらに、昨年の第百五十六回国会においては、規制の特例措置を追加する構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を御審議いただき成立しております。

政府においては、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの理念のもと、構造改革を推進しているところですが、構造改革特別区域推進本部においても、多様な特区の実現に向け、その後も引き続き全国から提案募集を行い、新たな規制の特例措置を決定してまいりました。

これら本部で決定した特例措置のうち、第二次提案募集を踏まえ検討することとされていた法律の特例に関する措置の中で残ってまいりました医療法等の特例並びに昨年六月に実施した第三次提案募集及び十一月に実施した第四次提案募集を踏まえた法律の特例に関する措置を新たに追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地

域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、
第一に、医療法等の特例として、認定構造改革特別区域、以下、特区と略させていただきます、においては、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院または診療所を開設することができるとしております。

第二に、教育職員免許法の特例として、特区においては、都道府県教育委員会が行っている特別免許状の授与について、市町村の教育委員会も行うことができることとしております。

第三に、漁港漁場整備法の特例として、特区においては、国または地方公共団体が行政財産であります特定漁港施設を貸し付けることができることとしております。

第四に、狂犬病予防法の特例として、特区を設定した市町村の長は、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等について、必要な経費等をみずから負担することを条件に、行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願いを申し上げる次第であります。

以上であります。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房構造改革特区推進室長、内閣府構造改革特区・地域再生担当室長滑川雅士君、文部科学省大臣官房審議官樋口修資君及び厚生労働省大臣官房審議官中島正治君の出席を求め、説明を聴取いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河井克行君。

○河井委員 自由民主党の河井克行です。

きょうは、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたしたいと存じます。

その前に、きょうのこの内閣委員会に、残念ながら、民主党・無所属クラブの議員の皆さんが欠席をいたしております。金曜日の昼下がり、大臣もお見えの席で、しかも私が質問をさせていただくこの委員会で出席をいただけない、本当に残念のきわみでございます。この法案は、今国会に提出された中でも重要な法案の一つと言われております。まだ時間がありますので、この委員会の開会中、途中からでも御出席されることを切に希望いたします。

それでは、質問に移ります。

昨年の四月二十一日に、五十七件の構造改革特別区域計画、特区計画が初めて認定をされまして、ちょうど一年がたちました。大臣には、この間、さまざまな御苦労がございましたことと御拝察いたしております。

そこで、大臣にお尋ねをいたします。

この一年を振り返りましての率直な御感想、特区制度を進める中でさまざまな課題、あるいは難しいと感じにいられた諸点、そして、大臣個人でも結構でございますので、中でも特に印象に残った特区の計画、おありでしたらお示しください。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○金子国務大臣 河井先生御指摘のように、現在まで三百二十四件、案件が特区で実現をしている、これは本当に大きな成果だったと思っております。

特に、ここ一年間やってきまして一番私が感じますのは、特区を提出された市町村長のマインド

が随分変わってきた。自分たちの地域を、本当に何をやりたい、これを実現したいという自分たちの提案が、今までは、規制がある、権限移譲がされていないということではなかなか実現できなかった。これが、やればできるという市町村長のマインドが出てきている。

本会議でも、きょう御質疑に立たれました委員が、自分の地元、県で十八件の特区が申請されているということをおっしゃっていました。おつ、そんなにかという議場からの反応もあったと思いますけれども、そういうそれぞれの地域、特区を申請してくる、このことというのは、やはり私たち政治家にとっても非常にうれしい出来事で、方向だと思っております。

それから、印象に残っておりますことは、やはりどぶろく特区、岩手県の遠野。こもやはり、民謡のふるさと、日本の古いカヤぶきの農家、こういう資源があつてきたところだと思います。

でも、全国で、どぶろく一号、新潟県と一緒にありますけれども、こういうのが出てきた。このことによって、どぶろくによって観光客が五割増しという、全国から注目を浴びて、人が来てくれる。その遠野市へ行きますと、これだけ人が来てくれるならば次の何かアイデアを考えよう、もう既にいろいろなのが町づくりの人たちからも出てきておりました。そういう一つの成功が、その市町村に次のアイデアを考える要因を引っ張ろうという力が働いているということに対しては、大変私も印象深く拝見をしているところであります。

河井先生のお地元の広島、これも、大学の研究施設、公的な研究施設を民間の中小企業にどんどん貸し出して研究開発をやってもらおうという特区が今できておまして、地域の中小企業の技術者たちが、いろいろな開発、もう少しで市場に出てくるというようなものも進んでおるようでありまして、繊維から工業用アルコールをつくっちゃうという特区が今動き出したと聞いております。これなんかも、福山だと思ふんですけども、繊維から

ら、そういう特区をつくって、そして特定製品、アルコールというのは、そうでなければ面倒くさい大変な手続をとらなければいけないのでありますけれども、工業用アルコールをどんどん供給できる仕組みをつくっていい。大変そういう意味では期待をしております。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

○河井委員 これまでの日本全国の行政は、中央の霞が関から全国の都道府県、市町村に仕事等がおりてくるという形でした。今回のこの特区制度は、方向が逆です。住民に一番近い市町村、都道府県から、逆に東京の霞が関に話が行く。恐らく、市町村の最前線でお仕事をいらつしやる担当者の方、あるいは意欲に満ちた住民からしますと、頭の上に青空が広がった、曇り空の中に青空が広がったという、大変いい意味で刺激にあふれた制度だと考えております。

大臣、きょうは少し時間がありますので、もう一カ所二カ所ぐらい、この一年をお振り返りになりまして、ここはなかなか注目すべきだ、あるいは印象的だということをございましたら、教えてください。

○金子国務大臣 河井先生のせっかくの御提示でございます。

教育関係で、群馬県の太田もよく言われているのでありますけれども、子供のときから、小中高一貫して英語で教育する。国語以外は、日本語以外はすべて英語で教育する。これは東京ではなくて、群馬県太田市で行われている。

これはいろいろ聞いてみますと、将来、日本の企業は、海外ビジネスをやっている国内企業は、会社の会議が英語で行われているということもいろいろ両親たちは予測しているようでありまして、けれども、この学校に対して、募集定員を相当上回る応募が全国各地からあつた。これは一つの、非常に今までの教育に対しては一石を投げかけているのではないかなと思います。

岡山でも、ディベートを中心とした教育を行いたい。

もう一つは、これからの産業だと思えますけれども、いろいろなIT関連に絡んでソフトを開発する。議員立法で今度、こういうソフトあるいはコンテンツ産業というものをもう育成しよう。その中で一つ、日本の大学でまだそういうものを教育するという部分が必ずしも位置づけられていないのでありますけれども、そういうものを目指して、特区でございませうけれども、デジタルハリウッドといったような、大学を卒業してからそういう部分を教育するというのが特区で出てきたというの、やはり教育の分野では印象的であると思っております。

農業についても、今までは株式会社で参入ということが全く認めていなかったものでありますけれども、耕作放棄地、このままいったらばだれも農業をやらないという耕作放棄地。例えば小豆島、オリブ特区といまして、これは地元の中小企業の方でありますけれども、小豆島の耕作放棄地を、リースで土地を借りまして、そしてそこ全部にオリブの木を植える。オリブの実がなるのに四年かかるようであります、行ってみただけですね。オリブがたわわになった小豆島というところ、やはり観光にも多分に、相当行こうと。それから、それをいろいろな意味で、お茶から、もとより食材としてオリブを活用する。

この農業への参入というのは、建設会社も、今全国的に始まっております。特に、私たち地方出身の者からとてみますと、地方の建設会社、どうやってこれから生きる道を探すんだ、農業への転換というのが比較的力強く行われ始めた。まだ、全国的といえますか、そんなに進んでいるとは言いませんが、始まってきた。

そういう建設会社、これは兼業です。兼業建設業、三十人従業員いれば、公共事業が減っちゃったから、うち十人は農業をやろう、株式会社のままやるということで始まっている例が今出ておりまして、こういう転換というんでしょうか、新規分野に進出していく。建設業者の方が農業に転換しますと、ただ農産品をつくって、それを農協に

売ってという農家とは違う、自分たちは株式会社だ、だから、その食品、つくった農産物を加工したい、何か地域の味をつくりたいということも今具体的に始まる動きがあります。そういう意味では、大変力強い動きであると思っております。

あと、少し経済の大きな部分でいえば、何といいますが、経済的に大きい部分、四日市のコンビナート。

四日市コンビナートというのは、昔、ぜんそくということでもよく悪評もあつたのでありますけれども、昭和四十年代の我が国の高度成長を支えた化学コンビナート。少しの種類を大量につくる、少品種大量生産という競争力をもって我が国経済を支えてきたのでありますけれども、時代が変わりまして、今、IT社会になりますと、例えば、携帯電話に入っているチップを洗う洗浄剤などという、これもこの化学コンビナートでつくることがあります。むしろ、量は少ない、そのかわり品種を多量につくる。

求められておりましたが、コンビナート災害防止法というのがあります、なかなか転換できませんでした。しかし、この特区を使って、コンビナートですら安全をきちっと守っていくということも大事でありますけれども、従来の規制というものを思い切って見直してもらって、新しい安全対策を講じながら工場の建てかえができる、そういう特区になりました。これは五年間でありまして、規制の見直しだけでありますけれども、七百億円の設備投資がことしから、この四月からもうスタートしております、このようなのは大変力強い動きであると思っております。

また、また枚挙にいとまがありませんけれども、また御質問があればお答えさせていただきます。お願いします。

○河井委員 さまざまな具体的な事例を教えてください。だきまして、ありがとうございます。

次に、今回の改正法案には四本の個別法がかかわっております。医療法、教育職員免許法、漁港

漁場整備法、狂犬病の予防法です。その中でも最も議論の的になったのは、医療法等に特例措置を導入すること、すなわち、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院や診療所の開設を認めることについてでした。

そこで、厚生労働省にお尋ねをします。まず一点目ですが、国民の命を預かる大切な医療制度の改革です。保険が税で負担するといった根本的な医療制度全体の改革を議論する前に、このような特別な措置を設ける目的は、一体どこにあるんでしょうか。また、いずれ、この特区で認められた措置を全国に広げていく予定があるのかないのかも教えてください。

○中島政府参考人 ただいまの御質問でございますが、医療分野に特区を導入する前に、まず医療保険制度全体を議論すべきではないかという問題についてでございます。

構造改革の一環としての医療分野への特区制度の導入につきましては、医療保険制度全体についての改革論議とあわせて、並行して進めていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

医療保険制度全体の問題につきましては、急速な少子高齢化社会が進展する中で、国民皆保険を将来にわたり堅持していくために、昨年の三月に、医療保険制度改革に関する基本方針を閣議決定したところでございます。これを踏まえまして、現在、保険者の再編統合、新たな高齢者医療制度の創設、そして診療報酬体系の見直しにつきまして、社会保障審議会医療保険部会等において検討を進めているところでございます。

スケジュールといったしましては、基本方針においては、おおむね二年後を目途に順次制度改革に着手いたしまして、平成二十年度に向けて実現を目指すとしておられるところを、このことを念頭に置きながら、遅くとも平成十八年の通常国会には改正法案を提出するという方向で検討を進めているところでございます。

○河井委員 ですから、いずれ、この特区で認め

られるようになった措置をこれから全国的に広げることも否定はしないわけでしょうか。教えてください。

○中島政府参考人 今後の問題でございますけれども、特区における株式会社病院、診療所の開設の問題につきましては、まず、今回のような自由診療の分野で高度な医療を提供することを認めるということについて試行したいというふうに考えておられます。その後、全国における取り扱いなどの問題につきましては、特区における医療機関経営の状況等を見ながら、さらに検討を進めてまいることになるというふうに考えております。

○河井委員 次に、特別区域、特区といいますが、恐らく、この新しくできるでありましよう自由診療、高度な医療を提供する病院あるいは診療所には、お客様は全国から来るだろうと予想されております。その結果、その特別区域内に立地する医療機関に対してどのような影響が生じてくるのか。

また、将来、この特区の認定が全国の他の地区、地域に広がっていった場合、事実上、国民皆保険制度が崩れていくきつかけにつながらないか。お答えをお示しください。

○中島政府参考人 今回の株式会社の病院、診療所の開設の問題につきましては、医療保険財政への影響の懸念を踏まえつつ、また、株式会社の資金調達能力あるいは研究開発の意欲を活用するということが高度な医療の開発普及を促進するという上で適切で有効かどうかということを検証するというような観点から、特区におきまして、自由診療で高度な医療の提供を目的とする場合に認めるということとしたものでございます。

特区法におきましては、その第一条にもございますように、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することによりまして地域の活性化を図るというのを目的としておるところでございます。今回の医療法等の特例につきましても、規制の特例措置を導入するというところで、まさに特区法の趣旨にかなうものであるというふうに考えて

おります。

また、このような特区法の趣旨につきまして、他の地域の患者さん、住民が、特区の株式会社病院等で受診するということを否定するものではないというふう理解しているところでございます。

また、特区における病院が既存の医療機関について経営を圧迫するあるいは影響を与えるのではないかとということでございますけれども、特区における株式会社病院等につきましては、自由診療で高度な医療の分野に限って認めるということでございますので、保険診療を行います通常の既存の医療機関とは基本的に競合することにはならないというふうに考えておまして、その経営を圧迫することもないのではないかとこのように考えているところでございます。

○河井委員 ここで言う特別区域の広さ、広がり、基礎的な自治体の大きさということなんでしょうか。教えてください。

○滑川政府参考人 構造改革特区計画でつくられます区域につきましては、これは、地方公共団体がそれぞれの特性に応じて選んでいただきます。そうした意味では、市区町村の一部を指定するという小さい場合から、県全体に広がるような場合まで、区々、それぞれ多くのケースがございます。それぞれの特例の特例の利用、あるいはそこで行う事業の範囲などにつきまして、地方公共団体が適正な広がりを選ぶということになっております。

○河井委員 そういたしますと、例えば、都道府県という大きな地域的な広がりを持った自治体で申請をし、それが認められた場合は、その都道府県全体の中で自由診療でかつ高度な医療を提供する病院、診療所が開設されるということだと思えます。

そうした場合、例えば、大規模な都市を抱えている都道府県が認定された場合は、既にそこはかなり高度な医療を提供する力のあるいわゆる大病院もたくさん存在しております。先ほどの審

議官のお答えは、主に診療所等の経営に対する影響についての答えであったと思いますけれども、そういった同じような力を持った病院間同士に対してどのような影響が予想されるか、再度お尋ねをいたします。

○中島政府参考人 先ほどの私の話し申し上げた内容は、特に診療所ということではございまして、病院についても同様に当てはまるものというふうに思っております。

すなわち、通常の病院ですと、高度な機能を持つていたとしても保険診療を中心として行いますし、また一部には、高度先進医療という、保険の中で特定の自己負担を求めるといような制度が認められておりますが、そういった制度で運用をされているものでございます。

それに対して、今回の株式会社病院の病院におきましては、こういった保険の対象にならない診療を行うということですので、そういった部分との競合は基本的には起こらないものというふうに考えております。

○河井委員 我が国には国民皆保険制度という世界に誇るべき素晴らしい制度があります。長寿国世界一、そして、所得の多い少ないにかかわらず、ほかの人と等しい医療を受けることが全国あまねくどこでもできる。私は、本当に、この制度を創設し、そして維持発展をしてきた先輩の皆さん方に心から感謝と敬意を表したいと考えております。

医療現場あるいは受診する患者様が御心配をいらつしやるのは、この世界に冠たる国民皆保険制度、この国民皆保険制度という一つの哲学に裏打ちされた現実なんです。今回、この特区法の改正法案に入っている新しいあり方も別の哲学に裏打ちされた現実なんです。あえて、どちらがよくてどちらが悪いという価値判断は、今ここではいたさないようにしたいと考えております。

私自身の考えは、もちろん国民皆保険制度をしっかりと堅持するという一点にありますけれども、その自分の主張から離れて、二つの哲学があ

る。この二つの哲学に裏打ちされた現実が、これからこの一つの国の中に併存していく。この事態、どのようにお考えなのか、お考えをお示しください。

○中島政府参考人 ただいまの点でございますが、御指摘のとおり、我が国におきましては、国民皆保険制度のもとで医療提供体制が整備をされておりまして、国民にひとしく医療サービスが提供される仕組みとなつていくところでござい

ます。今回の特区における措置につきましては、先ほどもお話し申し上げたような、もともと自由診療である高度な医療につきまして、その開発普及を促進するという観点から、株式会社の資金調達能力でありますとか研究開発意欲を活用することが適切かつ有効かどうかということを検証するため

に講じる措置でございます。したがって、現行の医療保険制度とは矛盾するものではないのではないかとこのように考えているところでござい

ます。なお、新しい医療技術につきましては、これまでと同様に、その技術の成熟度でありますとか普及状況等に依りまして我が国の医療保険制度の適用を図るということによりまして、国民にひとしく提供されるよう今後とも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○河井委員 検証して、その評価、これは最終的にはどこが下していくんでしょうか。

○滑川政府参考人 特区におきます特例を利用いたしまして特区計画におきまして実施されていくわけでございますが、その実施されていく状況につきまして評価をしていくことになっております。

この評価を行うために、構造改革推進本部に第三者の方々から成ります評価委員会という組織がつくられておりまして、こちらの方で、特区で使われております特例につきまして順次評価をしていくということになっております。

○河井委員 その委員会が最終的に、最終的な評

価はそこなんですとか。数年後にあるでありましょう政府・与党がしっかりと評価をすることになるだろうと私は考えておりますが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○滑川政府参考人 ただいま申し上げましたように、評価委員会がその評価をいたします。

それで、評価委員会が評価をいたした結果を報告いたしまして、これをもとに、総理を本部長といたしまして全閣僚から成ります構造改革特区推進本部におきまして、それぞれの特例をどのように、例えば全国展開する、あるいは廃止するその他の方向につきまして、議論をした上で整理をするという形になっております。

○河井委員 今のお答えを聞いて安心をいたしました。これから数年間、しっかりと目を開いて、どういふふうな新しい現実が生まれていくのか、しっかりと勉強をしていきたいと思っております。最後の質問をいたします。これは金子一義大臣にさせていただきます。

特区で導入される規制の法律事項は、実は、一昨年の法律が成立したときには十四本、昨年の改正時には七本、そして今回は四本ということで、次第に減る傾向にあります。もつと特区のことに ついて、事業について、民間事業者の皆様を中心として宣伝広報に努めるべきではないかと考えておりますが、最後に、大臣のこれからの御決意をお尋ねいたします。

○金子国務大臣 御指摘いただきましたように、民間の皆さんの提案というのが今のところ三割にとどまっております。

タウンミーティングに行つてよくわかるんですが、何か地域でやりたいというときに、多くの人は、市町村、つまり行政ベースでないと提案できないと思つておられる方が非常に多いと気がつきます。民間の方でも提案できるんですよ、こういう事例がありますよと申し上げると、えつと反応が返ってきます。やはり、河井先生御指摘のとおり、PRがまだ、それなりにこれまでも特区室のスタッフが、全国の商工会議所ですとかJIC、か

なり各地区に行つてやつてゐるんですけれども、まだまだ不徹底。

いろいろなパンフレットをつくる。それから、委員の皆様方にもぜひ御活用いただきたいんでありますけれども、全国のインターネット改革前線マップというのを今つくりまして、それぞれの地域が自分たちがやつたものを写真と文章を入れていただける、そういう枠組みを用意して、相対今、市町村は活用していただいています。これは民間も幾らでも、普通のインターネットでありますからアクセスできるんでありますが、そういう工夫。

それからもう一つは、地方で、人材だと思つてゐるんです。そういう意味で、今までなかなかできなかつた地域の人々のエキスパート、地域エキスパート。これは、とりあえずは主に地方自治体の皆さんでありますけれども、特区の制度というのはこういう制度なんです、こうやつてやれます。全国例はこういうのがありますというのを研修してもらう、そういう特区エキスパート、こういうものをさらに、全国のお集まりいただくような研修も既に始まつておりますけれども、さらにこれの本部総会、今また全国からお集まりいただいてやるようでありまして、いろいろな機会を通じて進めさせていただきたいと思つております。

○河井委員 終わります。

○山本委員長 次に、長沢広明君。

○長沢委員 公明党の長沢広明でございます。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、質問させていただきます。

先ほどの本会議での代表質問等とも大分重なる部分もありますが、少しはしりながら、できれば答弁も少し詳しくいただければというふうに思います。

昨年の四月に制度がスタートして一年を経過しまして、これまで、一次から四次まで、三百二十四件の特区の認定がされました。非常に大事なことは、地方公共団体や民間事業者、一部NPO法

人も大変活発に提案をされております。そういう規制改革の要望に対しまして、いわゆる特区制度として対応した事項が百七十六件、特区制度以外で全国的に展開されたものが二百五十件、合わせて四百二十六件という規制改革が前進をしている。これは大変に大きな、評価されるべきお仕事だということに思つております。

この特区計画の認定というものを都道府県別に見ますと、トツが長野県の二十三件、北海道が二十件、兵庫県が十八件、神奈川県が十五件、岐阜県が十四件、埼玉県と東京都が十一件、そして岡山県が十件と、二けたを超えているのは以上の八都府県になります。分野を分析しますと、教育関連分野が六十五件、農業関連が四十五件、生活福祉関連等、幼保一体化というのが非常に多く、これが三十七件、産学連携関係が三十五件と、いわゆる教育分野と農業分野にこの一次から四次の間で非常に注目が集まつてきたという感じもします。

この特区制度自体が、一國二制度になるとか法のもとでの平等に反するのではないかという意見もごく一部にございましたけれども、地域や民間の自発的な提案によつて地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することで全国の構造改革を進めるといふ、この当初の目的に向かつてまずは順調なスタートを切つたというふうに評価したいと思つております。

まず、これまで一年間の成果を政府みずからどう見られているか。そして、一次から四次という提案を受けて、認定を受けて、二年目に入るわけですけれども、二年目に向けた課題及び抱負を総括的に大臣の御所見として伺いたいと思つております。

○金子国務大臣 長沢先生、座右の銘は、知恵は現場にありというのを拝見いたしましたけれども、地方自治体、市町村長という行政の方だけでなく、町づくりを一生懸命やろうという人たち、さつきNPOという表現を使われましたけれども、自分たちの地域を支えていこうという、こ

ういう人たちの活動、これが今回、御指摘いただきましたように、全部で四百件を超える案件にまつまことに大事なこと、認定という言葉を使いますが、私として大事なこととは、与えるというんじやないんだ。与えるのでは決してないんです。やりたいことをどうやらやらせるように枠組みをつくっていくのかということが一番大事なこと、従来の予算措置を認めるとか認定するといふイメージとは、私たち、全く立場、スタンスを違えている。こういうスタンスでもって知恵を、まさに地方のそれぞれの皆さんから出していただく。

一年間、スタートいたしました、御指摘のとおり、さまざまな案件も出ております。これがある意味、地域が元気になる、同時に非常にビジネスチャンスが広がりにもつながるものも出てきているということ、これはやはり私たち大事にしていきたいと思つております。

ただ、具体的に、そういう枠組みができるようになった。ところが、やつてみたら、ほかの法律がいろいろあつたとか、ほかの制約があつて、せっかく進めようと思つたんだけれどもできなかった、障害がある。こういうものは、やはり障害を除去してあげる。

先生が今御指摘ありましたけれども、確かに、幼稚園と保育園を一体化してほしい。それから、各地域にやはりあるんです、不登校児たちを今の義務教育課程の中ではなかなか受け入れにくい、難しい部分が義務教育の現場ではある。それを、不登校、それからLD、これは学習障害児という表現になっておるようでありまして、こういう子たちを特区で教育して何とか卒業させようという、これはボランティア、NPOだけでなく、地方自治体も取り組んでくれている。

そういう意味で、この特区というのが、今、ビジネスチャンスというふうに申し上げましたけれども、そういう経済的な部分だけでなく、幼保一元化あるいはそういう不登校児等の教育、福祉

の分野、非常に生活に密着したところで、今までやれなかつた部分をやるようになってきたという意味での構造改革的な部分にいろいろ提案が出てきているということは、大変うれしい、望ましい方向に動いていると思つております。

繰り返しになりますが、二年目に入りまして、先ほどの河井先生からの御指摘もありましたけれども、もつと民間の人にも、これはビジネスチャンスだと思ひますけれども、提案をいただきたい。NPO等々の活動をしている人たちからもいただいてまいりたい。と同時に、提案したけれどもなかなか難しいという障害があるものについては、私たちも何とかそれを実現していただけるように工夫をさらに重ねたい、そんな気持ちであります。

〔委員長退席、河本委員長代理着席〕

○長沢委員 今お話にありましたとおり、この特区のねらいの一つというのは、その地域の特性とに合った産業の集積を図る、同時に経済の活性化を図ることができると。そういう面でございます。今大臣おっしゃつたとおり、ビジネスチャンスという意味で、民間の事業者、あるいは個人でも本来は提案はできる制度になつておりまして、さまざまな声をもつと吸い上げられればいいなというふうに思います。

先ほど来お話にありましたとおり、地方公共団体からの提案と民間からの提案の比率は、これは大体、地方公共団体が七に対して民間が三、七対三という割合になるというふうに今の河井先生の御質疑の中でもございました。

この制度そのものの最も持つてゐる、民間の方も個人の方も提案ができる、あるいはこういう仕事を始めたい、あるいはこういう事業を展開したい、それに対してはどういう規制がかかってくるかということも省庁でしつかり、問い合わせをすれば返ってくるというふうなこういう仕組みもありまして、いろいろな形でもつと展開ができるのではないかとこのように思つてゐるんですが、い

まいちそこまでPRがちよつとまだ足りなかつたのかなという印象があります。

一方、地方公共団体の側も、民間事業者の意見を聞いて、民間の企業の代弁者と自治体の方がみずから位置づけて提案をしているという面もありますので、七対三という割合が、果たして、まだまだ民間の声が足りないのか、あるいは、それを地方公共団体は受けていつているからそれでいいと見るのか、微妙なところでありますけれども、いずれにせよ、規制改革の趣旨からすれば、民間からの提案というのがもつと多く寄せられてくるべきではないかというふうに思います。

先ほども答弁されましたが、重ねて、民間あるいは個人からの提案を規制改革という面で促すために今後どういうふうに取り組んでいくか、PRの面も含めて伺いたいと思います。

○金子国務大臣 鋭い御指摘をいただきました。今の御指摘、さらに私たちがいただきながら推進してまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、地方のエキスパートという人たちを、やはり人材を育てたい、あわせて。そういう意味で、地方から特区室に研修に来てもらっています。

ある地方自治体の方が言われた言葉が印象に残っているんです。その地方自治体の方が、今までは、民間からいろいろなことを言ってくる、単なる苦情だというふうに聞いていた。だけれども、よく考えてみれば、そういう苦情の中に提案がある、すばらしい玉がある、ここを地方自治体としてやはり読み取っていくことが大事なんだということを言っておられました。やはり地方自治体の方も、そういうところに随分気がつき始めていたのだのかなと思っております。

それから、西川先生もおられますけれども、北関東で、大谷町。あの大谷石を掘った穴を、民間の皆様方が、下水処理汚泥で、溶融スラグの破碎をやってそれを使おう。これはある意味、民間の皆様様の提案で出てきている案件。これは特区で、非常に幸いなことに認定されました。

こういうものをやはり、民間でこういうアイデアが出ました、それが認定され実現されますという成功事例をいろいろな形で、私たち、当然でありますけれども伝えていくと同時に、御指摘ありました中で、どこかに行けば、別に地方自治体の知事のところに行かなくなつて、あるいは市長のところに行かなくなつて何とかなないかという相談窓口をつくつたらどうだという御指摘をいただきました。ぜひそれはやらせていただきたい。

今、インターネットでは、平成の目安箱、名前をちよつと忘れちゃいましたけれども、再生室には一応設けて、ワンストップという言葉がいいか悪いかは別として、本来であれば、どこの中央官庁に、どこの担当に聞けばいいんだという、ぐるぐると回される、担当がよくわからないというもの、この地域再生室のインターネット、この相談窓口、出前コンサルタントという名前をつけて、そば屋じゃありませんけれども、そういう気持ちでメールの相談窓口をつけております。——失礼しました、ちよつとネーミングは別でありますけれども、そういう気持ちで取り組んでおります。

○長沢委員 その相談の窓口、出前コンサルタントとか、あるいはキャラバンを組んで地方にも説明に行つたりとか、大変努力をされているのは承知しておりますので、これからお願いしたいというふうに思います。

特区で認定して対応した規制緩和の項目は百七十六項目で、それ以外に全国に対応された規制改革は既に百二十項目にも達しているという冒頭にお話ししましたが、これは、そういうことであれば、いけばいいそのこと規制を外しましょう、こういう対応でございます。

この特区制度の導入で実現すべき目標は、先ほど来申しましたようないわゆる地域の経済の活性化ということでではなくて、地域での規制改革の成功例、実例というものをとくに全国的な構造改革へと波及させていくことが日本全体の経済活性化を図ることにもつながるということにも、も

う一つ目的があるというふうに認識をしております。

これまで三百を超える特区計画が認定されました多くの地域で取り組みが進んでおりますけれども、これはもちろん、効果、それから特区のさまざまな、例えばそれによる弊害が生じないかどうか、いろいろな分析評価が必要になりますが、できる限り全国展開するという原則に置くべきだというふうに考えております。

そういう意味では、今後の規制改革の全国展開への見通しと基本的な考え方、どうとらえていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○金子国務大臣 評価委員会というのを設けまして、今御指摘いただきましたように、弊害がないものについてはなるべく全国展開をしていきたい。特区認定後半年経過で評価を、現地に委員の人が飛んでいつてそして状況を見る。こういう弊害があるのか、あるいはないのか、これも判断を、現場でいろいろヒアリングもしていただく。そして、一年後には、全国展開できるものは全国展開をしていきたい。

そういう意味で、弊害がないものについてはなるべく全国展開をさせていきたいと思っております。

（河本委員長代理退席、今津委員長代理着席）

○長沢委員 この評価委員会がこの四月から本格的に動き出して、いわゆる一次から四次まで認定された特区について評価をして分析をした上で、全国展開への可能性を一つ一つ認めていくということでございます。その取り組みも慎重かつ全力で進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、地域活性化ということに関連をしますが、特区の基本理念は、現場の知恵と工夫というものを生み出す、それが全国的に競争していくというところで活性化していく、また、自助と自立の精神ということで、それぞれその地域でそのことに責任を持つということがありまして、知恵の競争ということで、従来型の財政措置を講じ

ない、つまり財政支援がないということが条件となつております。

予算措置については、それぞれその地域でこれまでの流れに乗せて、既存の予算措置で乗せていくことは構いませんが、新しい財政支援というのははないということがありますが、なかなか、それがどういう影響を及ぼしているかということもこれから課題になつて浮かんできるというふうに思います。

独特のアイデアで雇用の創出をねらうとかいう意味では非常に大事だと思っております。我が党の昨年のマニフェストにおきましては、この規制緩和というのは雇用創出という面で非常に大きな力がある、規制の緩和によつて新たな雇用が生み出されるべきであるというふうに考えて、マニフェストの中でも触れたわけでございまして、雇用創出という意味でも規制改革ということについては大変注目をしているところでございます。

その面では、アイデアはいろいろありますが、実際に事業を展開していく上では、設備投資に時間がかかる、あるいは採算がとれるようになっていくまでは時間がかかるというような分野の事業も少なくないようでございます。

相模原市のダチヨウ特区、あるいは先ほど大臣も御指摘になりました、オリブ栽培で株式会社

の農業参入を可能にした小豆島の、香川県の内海町の特区等の株式会社参入というのは非常に新しい分野で、特に、農地に株式会社、今まで全然入れなかったことを、農地の貸し付けを可能にするという形で農地に株式会社が参入できるということで、内海町の場合もたしか六ヘクタール何かの農地が活用できるようなことで、大変大きな仕事になるわけですが、効果が出るまでに時間がかかる、あるいはもつと多くの投資が必要だもつと効果が上がるというようなものの中にあるというふうに思います。

そういう意味では、さらに地域を活性化していく上では、規制改革プラス財政的な支援というものも含めたより広い観点、この特区という制度に

とらわれず地域活性化のための方策というものが今後考えていく、一つのメニューとして必要になる面も出てくるのではないかと。

この点については、予算配分との組み合わせという点になりますので、特区制度は本来、予算配分を伴わないということになっていきますから、全然別の角度で、例えば地域再生推進プログラムとの兼ね合いとか連携とかいうようなことで効果をねらっていくことも必要ではないかというふうに思いますが、大臣のお考えはいかがでございますでしょうか。

〔今津委員長代理退席、河本委員長代理着席〕

○金子国務大臣 御指摘いただきましたように、規制緩和とか権限移譲だけでなく、もう少しこれを推したら、もう少しこれを強力に金融の面でも支えてあげればいい案件ができるのではないかというのがあります。

ただ、私の今の頭の中、考え方は、特区はやはり予算措置をつけない。しかも、この一年間、少し話が戻っちゃいますけれども、一年間の中でも特区、規制緩和と相当の雇用、今おっしゃられました雇用につながっていくというのも出てきている。この精神はやはり大事にしていく必要がある。

北九州の響灘でありますけれども、ここは、二十四時間三百六十四日、正月一日を除いて、通関できるようにする、特区でやりました。あわせて、そこで積み上がったコンテナの運送の高さを、今まで三・八メートル、これを四・一メートルまで緩和する。そうしましたら、今までみんな韓国へ行ってしまう北米の大型コンテナ船、北米から今までは太平洋岸に来ていたんですけれども、今度は津軽海峡を経由して九州、響灘に入る。そして、ここでもって、この響灘で大型コンテナを分解、小分けして、そして韓国や中国に向かうというハブ港湾の機能が出てくる。今申しました、道路を、高さ制限を緩和してもらうことによって、今度は陸路での、そのまの

大型コンテナで内陸を運ぶ、ロジスティック業務、運送業務というんでしょうか、これによって、五年間で数千人単位、ちよつと正確な数字を忘れましたが、数千人単位の雇用が生じるプロジェクトに今進んできている。こういったもののというのはやはり大事にしてあげたい。

ただ、先生が御指摘いただいたように、それだけじゃなくて、やはりそれぞれの地域で、もう少し財政あるいは金融を講じたら、特区と地域再生というのを組み合わせてやったらいいじゃないかと。そうさせていた、だこうと思っているんです。特区だけじゃなくて、地域再生プログラムの中に入れて。

そして、少し事例はちまちましているかもしれないけれども、市町村合併で統廃合した余った学校、校舎を、これまではなかなか転用できなかった。今度はもう、転用はもとより、学校をつくったために要した金は返せと返還要請もあつたんですけれども、そんなのは返還も要らない、公共施設というものを他目的に使ってもらって結構だ。その地域によつては、例えば食品加工業の方に貸しちゃう、こういう民間に貸しちゃってもいい。あるいは図書館、全国各地で図書館が結構要望が出ていますけれども、図書館をつくつてもいい。図書館をつくる場合には、公共目的から公共目的ですから、リニューアル債、再生なんですよ、か、建てかえという、内装を変えるんですよ、か、それは債券発行を認める。

さらに、今、まちづくり交付金というのが、交付金制度、三位一体の中ででき上がっておりますけれども、このまちづくり交付金も、もう今年度から、そういう特区と地域再生と組み合わせたところでも、地域再生だけでもいいんですけれども、そういういい地域活性の、地域再生の、皆さんがこれはいいよねと言うような案件についてはまちづくり交付金も使っていた、だこう等々、必要な財政措置というの組み合わせて考えていききたいと思っております。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕

○長沢委員 確かに、この特区は、とにかく知恵を生かすということがもう大前提ですので、そういう意味では、財政支援がない、その上で知恵が出てくるという、非常に効果の面と同時に、今御答弁いただきましたとおり、地域再生支援との連携というものも選択肢として入れていった方がより効果が上がるといふふうに思いますので、お願いしたいと思えます。

次に、今回の改正案の中に、四本の法律事項として追加するというもの一つ、教育職員免許法の特例について質問させていただきます。

これまで都道府県にのみ与えられていた特別免許状の授与権、これを市町村にも認めるという今回のことですが、市町村の教育委員会が特別免許状を授与できるというこの特例を、今回特区に限って認めるという、特区に限ってスタートした理由というものは何か、まずお聞きしたいと思えます。文部科学省の方、お願いします。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。教員免許状は、御案内のとおり、教職についての能力を公証するものでございまして、大学の教職課程におきます所要の科目等を修得していることに基づきまして審査をいたしまして、その上で、免許を授与し、この免許事務を管理する体制が整備されておる都道府県教育委員会が実施をするところとなっております。

ただいま御案内の特別免許状につきましては、大学での養成教育は受けておりませんが、すぐれた知識経験あるいは技能を有する社会人を幅広く学校教育に生かすために教育職員検定により授与する免許状としてこの特別免許状の制度が設けられているところとございまして、その広域的な通用性と水準の確保を図る観点から、授与権者が都道府県教育委員会とこれまでされてきたところとでございます。

今回、東京都の千代田区からの提案などを受けまして、私も検討させていただいた結果、社会人等を幅広く活用して地域の特性を生かした教育を行う必要性があるなどの特別の事情がある場合

には、私ども、市町村教育委員会が特別免許状を授与することを認めることによって、より特色ある教育活動を支援することができるという判断に立って、法改正に至ったところでございます。

今後、この特例措置を利用いたしまして市町村教育委員会が特別免許状を授与することによって、それぞれの特区における特色ある教育活動が展開されることを私も期待しているところでございまして、まずは特区での実施を見守りながら、その成果を検証させていただきたいと思っております。

○長沢委員 市町村で授与するというのは大変注目をしております、今もおっしゃいましたが、特別免許状の授与というのは都道府県に認められていて、都道府県で認められた特別免許状というのは、要するに、高校に限らず中学校でも小学校でも免許状が通用するわけですね。そういう意味では、都道府県で認めれば、その都道府県という中で非常に登用ができる、異動ができるということもありまして、そういう意味では都道府県になつていた。ところが、現実には、高校がほとんど、中学校がほんのわずか、小学校での対応はほとんどないというのがこれまでの現実なんです。今回、特区で出てきたことによつて、市町村でそれが認定、要するに授与できる。市町村で授与できることによつて、小学校、中学校での、特別免許状を持った先生の教壇に立つチャンスがぐんとふえる可能性が広がるわけです。これは非常に大きな効果を持つと思うんです。

ですので、これについては、効果は非常に大事だと思ひますが、私がなぜこれを大事だといふふうに思うかは、一つは昨今の若年層の失業率の問題で、特にフリーターの問題というのがありまして、フリーターの問題は、労働市場の問題といふふうにとらえられてきていますけれども、もっと根深く見ると、家庭とか学校とか、あるいは社会環境とか、いろいろなところに大きく影響がある。

最近、もつと低年齢からのキャリア教育とい

うものを充実するべきだ、そういう声が上がってきています。これは文部科学省でも大分検討していたというふうに思いますが、例えば商社マンの方が進路指導をすることで進路指導に大変大きな刺激があったとか、いわゆる社会で経験を積まれた、さまざまなところで経験を積まれた人が小学校、中学校の段階から教育に携わることで、小学校の段階から発達段階に対応したキャリア教育のプログラムを組むことができるという意味で、小学校、中学校という教育段階でのキャリア教育という意味を考えると、市町村で特別免許状が授与できるというのは、キャリア教育をその段階から進められるという意味では非常に大きな突破口になる、大きな効果を生じると僕は思うんです。

したがって、小学校の段階から社会との多様なネットワーク、接点を持つということは、逆に言いますと、例えば引きこもりの問題とかそういうことに、小さな年齢から刺激を与えて、ある意味では効果も多分生じるだろうというふうに思うんです。そういう意味では、選択肢が広がる、キャリア教育が小中の義務教育の範囲まで広がる可能性はある、より充実をしやすいという意味で、この改正は非常に大事。しかも、この改正案こそは、特区ではなく、早急に全国展開するべき効果が私はあるんじゃないかというふうに思っております。

特区からスタートするというのは大変いいことなんですけれども、市町村で授与できるということとで任用の地域がそこに限定されるんですが、市町村で授与すると同時に、ちゃんとそれを修正して都道府県でも授与してもらえばそれだけ広がるわけですから、この二つの制度は併存が可能なんです、別に問題は生じないんです。

したがって、特区に限定する必要の方が余りないのではないかと。全国に展開できる可能性が非常に大きいと思ひまして、全国展開をぜひ早く検討していただきたい、こういうふうに強く要望したいと思っております、一言だけ御答弁いただけます。

ればと思います。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

今、県段階で授与しております特別免許状は、十六年四月段階で百十三件にとどまっております。ございまして、高等学校、中学校における授与でございまして、小学校での実績がない。

ただいま御指摘いただきましたように、キャリア教育の推進というのは非常に大きな課題でございまして、公立の小中学校におけるキャリア教育の充実のために、こういった市町村が授与された特別免許状を活用した社会人教員に活躍していただくことが非常に大きな効果を発揮する可能性があると思っております。今後、特区でそういった実験というものを十分見守りながら、その成果を検証しながら、全国化の課題について適切に検討してまいりたいと思っております。

○金子国務大臣 今の長沢先生の意見、私も大賛成であります。

それぞれのキャリア教育、あるいは地域によりましては、例えば奈良県の法隆寺、昔の文化、歴史を、自分たちの地域、自信を持って学ばせるための先生とか、所沢はだれですか、江戸じゃ済まないんです、清原でもいいんですけれども、いざににしても、そういう人たちに来てもらった教育を、海外で経験を積んでいる商社マンに海外の子供たちの様子とか生きざまとかやはり生きた教育をしてもらいたい。これが、今度評価した教育を早く全国化が早くできるように、私も努力をさせていただきたいと思っております。

ちよつと最後に、修正でありますけれども、さつき車制限、特区というような意識で、三・八から四・一にいたしましたのは、あれは全国規制緩和、特区ではありませんので、誤解を与えました。

○長沢委員 ぜひ早急に、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 次回は、公報をもっとお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条に、(第三十三条―第四十二条)を「第三十七条―第四十六条に、(第四十三―第四十五条)を「第四十七―第四十九条」に改める。

第二条第四項中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に、並びに「第三十九条第一項」を「第四十七―第四十九条」に改める。

第七條第一項中「第二十八條」を「第三十二条」に改める。

第十二條第二項中「この条及び」の下に「第十九條第一項第一号並びに」を加え、同条第十一項の表著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)の項中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。

第十三條第二項中「この条及び」の下に「第十九條第一項第二号並びに」を加える。

第四十五條を第四十九條とし、第四十四條を第四十八條とし、第四十三條を第四十七條とする。

第五章中第四十二條を第四十六條とし、第三十三條から第四十一條までを四條ずつ繰り下げる。

第三十二條中「別表第二十二号」を「別表第二十六号」に改め、第四章中同条を第三十六條とする。

第三十一條を第三十五條とする。

第三十條中「別表第二十号」を「別表第二十四号」に、第三十條を「第三十四條」に、「第三十條第二号」を「第三十四條第二号」に改め、同条を第三十四條とする。

第二十九條を第三十三條とする。

第二十八條第一項中「別表第十八号」を「別表第二十二号」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十七條を第三十一條とする。

第二十六條の前の見出しを削り、同条第一項中「別表第十六号及び第十七号」を「別表第二十号及び第二十一号」に改め、同条第五項中「第二十六條第一項」を「第三十條第一項」に、「第二十六條第五項」を「第三十條第五項」に改め、同条を第三十條とし、同条の前に見出しとして「老人福祉法の特例」を付する。

第二十五條を第二十九條とする。

第二十四條第一項中「別表第十四号」を「別表第十八号」に改め、同条第二項中「第二十四條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十三條第一項中「及び第三十條」を「及び第三十四條」に、「別表第十三号」を「別表第十七号」に、「第三十條第二号」を「第三十四條第二号」に改め、同条第三項中「別表第十三号」を「別表第十七号」に改め、同条を第二十七條とし、第二十二條を第二十六條とする。

第二十一條の前の見出しを削り、同条を第二十五條とし、同条の前に見出しとして「(出入国管理及び難民認定法の特例)」を付する。

第二十條を第二十四條とする。

第十九條第一項中「別表第九号」を「別表第十二号」に改め、(昭和二十三年法律第七十三号)を削り、同条第二項中「明治二十九年法律第八十九号」及び「平成三年法律第九十号」を削り、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(狂犬病予防法の特例)
第二十三條 市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。)が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法(昭和二十五年法律第百四十七号)第三條第一項に規定する狂犬病予防員(次項において「都道府県知事任命予防員」という。)の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防す

るためには同法第六條第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一條に規定する事務(以下この條において「犬の抑留に係る事務」という。)を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三條第一項、第六條及び第二十一條の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三條第二項、第六條、第二十一條及び第二十一條の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員(次項において「市町村長任命予防員」という。)を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六條第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十三條第一項の規定により認定を受けた市町村(第五項及び第十項並びに第二十一條において「認定市町村」という。)の長」と、同法第五項及び第二十一條中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六條第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一條中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合においては、狂犬病予防法第二十三條の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同條に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とする。

第十八條を第二十條とし、同條の次に次の一條を加える。

(漁港漁場整備法等の特例)
第二十一條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の漁港(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二條に規定する漁

港であつて、その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限り、以下この條において同じ。)において、特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。)その他の農林水産省令で定める漁港施設(同法第三條に規定する漁港施設をいう。))をいう。以下この條において同じ。の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善その他の特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下この條及び別表第十一号において「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。)のうち、当該漁港の漁港管理者(同法第二十五條第一項又は第二項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この條において同じ。)により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合すると認められた者(以下この條において「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この條において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八條第一項又は地方自治法(第二十三号)第十八條第一項又は地方自治法(第二十三号)第十八條第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第三條第二項又は地方自治法(第二十三号)第十八條第三項に規定する行政財産をいう。))である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四條並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

3 国有財産法(第二十一條及び第二十三條から第二十五條まで並びに地方自治法(第二十三号)第十八條)の五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

4 第一項の規定により国又は地方公共団体が同項に規定する行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第三十七條第一項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四條第八項の規定により認定(同法第六條第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。

5 漁港管理者は、特定漁港施設を貸し付ける者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

6 前項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。第十七條の次に次の二條を加える。

(医療法等の特例)
第十八條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法(健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。))又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。第八項において同じ。による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)による医療、入院時食事療養費に係る療養及び特定療養費に係る療養に該当しないものであつて、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画

像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療(以下この條において「高度医療」という。))の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事(診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、同法第五項の規定にかかわらず、同法第一項の許可を与えるものとする。

一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一條及び第二十三條の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社(の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

2 前項の規定により医療法第七條第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所に對する同法第七條第二項及び第四項並びに第二十九條第一項の規定の適用については、同法第七條第二項中「病床数」とあるのは「病床数、提供する高度医療(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十八條第一項の認定に

係る同項に規定する高度医療をいう。の範囲」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「要件」とあるのは「要件並びに構造改革特別区域法第十八条第一項第二号に掲げる要件」と、同法第二十九条第一項中「場合においては」とあるのは「場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七條第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八條第二項の規定により必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合において当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適当でない」と認めるとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合はとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 第一項の規定により医療法第七條第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十一條、第六十三條及び第六十四條（これらの規定を同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六條の二（同法第六十四條第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七條（同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。並びに第七十六條（同法第五十一條第一項、第六十三條第一項及び第六十四條第二項に係る部分に限る。の）の規定を準用する。この場合において、同法第五十一條第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七條第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等

開設会社」という。）と、「毎会計年度とあるのは「毎事業年度」と、同法第六十三條第一項及び第六十四條第一項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三條第二項中「その業務」とあり、同法第六十四條第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七條第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十六條中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に關しては、医療法第六十九條第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七條第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができ。

6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十五條第三項（同法第八十六條第十二項において準用する場合を含む。の）の規定にかかわらず、同法第六十三條第三項第一号の指定又は同法第八十六條第一項第一号の承認をしないものとす

る。

8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三條第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八條第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五條第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第二号の契約を締結してはならない。

（教育職員免許法の特例）

第十九條 市町村の教育委員会が、第十二條第一項に規定する特別の事情、第十三條第一項に規定する特別の需要、第十七條第一項に規定する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状教育職員免許法第四條第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第五條第六項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九號）第十九條第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特別特別免許状」という。）にあつては、当該市町村の教育委員会」と、同法第九條第二項中「特別免許状」とあるのは「特別特別免許状（特別特別免許状を除く。）」と、有する」とあるのは「有する。ただし、特別特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有すると、同法第十條第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状（特別特別免許状を除く。）と、教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特別特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第二十二條中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特別特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別特別免許状（特別特別免許状を除く。）とする。

一 第十二條第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四條第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員（教育職員免許法第二條第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者

二 第十三條第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四條第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者

三 第十七條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣の認定を受けていることその他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法第一條に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一條に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五條第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない

い。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者(同項に規定する授与権者をいう。)及び免許管理者(同法第十条第二項に規定する免許管理者をいう。)は、当該市町村の教育委員会とする。

附則第四条第一項中「第三十一条第一項を」第三十五条第一項に改める。

別表中第二十三号を第二十七号とし、同表第二十二号中「第三十二条を」第三十六条に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十一号中「第三十一条を」第三十五条に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十号中「第三十条を」第三十四条に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第十九号中「第二十九条を」第三十三条に改

め、同号を同表第二十三号とし、同表第十八号中「第二十八条を」第三十二条に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第十七号中「第二十七条を」第三十一条に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十六号中「第二十六条を」第三十条に改め、同号を同表第二十号とし、同表第十五号中「第二十五条を」第二十九条に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十四号中「第二十四条を」第二十八条に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十三号中「第二十三条を」第二十七条に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十二号中「第二十二号を」第二十六条に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十一号中「第二十一条を」第二十五条に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十号中「第二十条を」第二十四条に改め、同号を同表第十四号とし、同表第九号中「第十九号を」第二十三条に改め、同号を同表第十三号とし、同表の次に次のように加える。

十三 市町村による狂犬病予防員任命事業

別表第八号中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号を同表第十号とし、同号の次に次のように加える。

十一 特定漁港施設運営高度化推進事業

別表第七号の次に次のように加える。

八 病院等開設会社による病院等開設事業

九 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

第十八条

第十九条

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部

を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第八条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 削除

別表第八号中「屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業」

を「削除」に改める。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第八条の規定の施行の日前となる場合における前条の規定の適用については、同条中「第十八条」とあるのは「第二十号」と、「第八号」とあるのは「第十号」とする。

2 前項の場合において、本則中第十八条を第二十号とする改正規定の適用については、同改正規定中「第十八条を第二十号とし」とあるのは、「第十八条第一項中「別表第八号」を「別表第十号」に、「第十八条第一項」を「第二十号第一項」に改め、同条を第二十号とし」とする。

理 由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、病院等開設会社による病院等開設事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年五月六日印刷

平成十六年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A